

議第 66 号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

令和元年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給率を改定する。議会議員の期末手当の支給率について、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率を踏まえて改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和元年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給率を改定します。議会議員の期末手当の支給率について、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率を踏まえて改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 期末手当の支給率を6月、12月それぞれ「100分の222.5」から「100分の225」とします。

(第5条第2項関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用します。

(附則第1項関係)

- (3) 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととします。

(附則第2項関係)